

## 地方紙における「親なき後問題」の特徴と推移

高橋 嘉代<sup>1</sup>

本稿では、1990年代から2025年までの地方新聞の記事を分析し、障害者の「親なき後問題」に関する報道の特徴を明らかにした。1990年代から2010年代初頭までは、障害者の親なき後問題に関する記事の件数は年間1件から3件程度であり、記事が数年にわたって確認されなかったこともあった。しかし2014年以降は親なき後問題に関係した記事の件数が増加し、毎年継続的に報じられるようになる。さらに一定の情報量をもつ記事も増加した。この背景には2010年代に障害者福祉関連の法整備が相次いだことの影響があると考えられる。そして障害者本人やその家族の社会活動に関する記事も、は家族会のイベント開催や、家族会への参加呼びかけ等を報じていたものから、2010年代以降は障害者の情報共有ノートの作成や各種制度の勉強会といった、親なき後問題に対する具体的な対策を講じる活動を報じる記事が増加してきたことがわかった。

Keywords : 障害者 親なき後問題 親なき後問題 地方紙 地方新聞 新聞報道 新聞記事

### 1. はじめに

本稿の目的は、地方紙において、いわゆる「親なき後問題」が、如何なる容態において記事として扱われてきたかにつき、その記事の特徴と推移を概観することである。

障害者の「親なき後問題」については、「親が、自分の亡きあと、障害のある我が子を、どこで、誰が、どのように支援をしてくれるのか見通しがつかないことから起きる不安」(西村 2024 : 19)とされている<sup>(1)</sup>。もっとも、障害のある子どもに対する支援の場所、支援の担い手、支援の具体的内容、およびその質と量が予測不可能となる状況それ事態は、その親の死後に及んで限定的に発生するわけではない。「親なき後」は必ずしも「親亡き後」ではない。親の死だけではなく、老障介護ができなくなった場合等もこれに含まれる(松本 2015 : 86)との指摘があるように<sup>(2)</sup>、親の側の疾病・受傷による中途障害や加齢に伴う心身の機能低下等を原因として、障害を持つ子に対する支援が不可能になることもある。そこで本稿では以後、引用で示す場合等を除いては、親が死亡している場合と、生存してはいるが何らかの理由で子の支援ができなくなった状態それぞれを含意するものとして「親なき後」という表現を用いることとする。

2000年代初頭の社会福祉基礎構造改革を契機として福祉サービスは大きな転換点を迎えた。2000年の社会福祉法改正により「地域福祉」の文言がはじめて条文(同法第107条4)に取り入れられ、法律用語として扱われるようになった。高齢者福祉に関しては同年の介護保険制度導入、障害者福祉に関しては2003

年における身体障害者、知的障害者、障害児を対象とした支援費制度導入に伴い、サービスの提供形態が「措置から契約」へと移行した。また、従来福祉サービスの提供を担っていた国・地方公共団体及び社会福祉法人に各種の民間事業者の参入が促進され、福祉サービス提供主体の多様化と市場原理の導入が目指された。

障害者福祉の領域に焦点を据えると、一連の動きの中でも2006年施行の「障害者自立支援法」のインパクトは殊に大きかったといえよう。同法導入により、障害者の就労支援の体系が「就労移行支援事業」「就労継続支援事業(雇用型・非雇用型)」に再編された。また、身体障害者・知的障害者に加えて精神障害者が福祉サービスの対象者として位置付けられ、必要な支援の量と種類については障害種別を問わず、全国共通の客観的指標「障害程度区分認定(現・障害支援区分)」によって一元的に判定されるようになった。そして障害福祉サービスの利用に関する費用負担の方式は、従前の「応能負担」から、本人が原則としてその1割を負担する「応益負担」へと切り替わった。しかしこれらの「一元化」「一律化」の枠組みは、障害種別それぞれにおいて異なる障害特性があることや、自治体間におけるサービス提供実施の格差を度外視する結果になり、また障害者およびその家族の生活実態に適合的なものでもなかった。結果的には施設関係者には「低い報酬単価」を、障害者本人やその家族には「新たな負担(応益負担)」を強要する(桜井ほか 2010)ということになる。これはとりもなおさず障害の程度が重度であるほど負担が増加することを意味しており、殊に重度の知的障害者の介護・支援を担う家族においては、家族による介護や支援が困難になった後の本人の介護や支援に関わる諸々の課題が、「親なき後」問

1. 宮城学院女子大学非常勤講師

題として強く意識されるようになる。否、「親なき後」以前の段階で重度障害者の負担は増加し、その生活実態によらず一定の負担が一律に課されることになったことで生活上の支障が発生する例も後を絶たず、2008年10月31日、全国8か所の地方裁判所で違憲訴訟が提起されるに至った。

斯様に批判の多かった「応益負担」はその後見直され、2010年4月以降は本人の所得に応じて月額負担上限額が設定される「応能負担」へと移行した。就労支援サービスについては、2013年施行の「障害者総合支援法」において新たに「就労定着支援事業」が導入された。しかし現在においても、障害者施設の7割が地域移行の実績を持たず、地域移行の課題としては「利用者の高齢化や重度化」「家族や後見人などの反対」があることが厚生労働省の調査から示されている<sup>(3)</sup>。そして障害を持つ我が子の“将来の見通し”に関する親の懊悩、そして“将来を悲観”した親による殺人事件もなくなってはいない。このことは少なくとも現状においては、この制度に当事者として直接的に関わる側の生活実態およびその論理と、現行の障害者福祉制度の運用の間の乖離が未だなくなってはいないことの証左であろう。

もっとも、障害者福祉制度を直接的に利活用する障害者とその家族、支援者等もまたそれぞれ地域社会の構成員であり生活主体であり、日々の生活の中でその生きる地域社会に対して何らかの形で影響を及ぼしているし、また及ぼさざるを得ない。その「影響の及ぼし合い」の容態や変遷に注目することは「地域福祉」を実装するうえでの一つのヒントになると考えられる。

そこで本稿では、地方紙において「親なき後問題」が、どのような形で取り上げられてきたかにつき、その特徴と変遷に注目したい。紙媒体としての新聞の発行部数は1997年をピークに減少を続けてはいる<sup>(4)</sup>。とはいえ各新聞社ではニュースサイトが設けられ、新聞記事それ自体は現在もその他各種ポータルサイトやSNS等の各種デジタルコンテンツの情報源となっており、「報道機関として、ニュースに値する様々な事象を伝える記事による報道を行う一方で、言論機関として、社説などを通じて、様々な事象やその関連する争点に関して論評し、主張を明らかにしている」(竹川 2012: 211)<sup>(5)</sup>メディアでありつづけている。そのなかでも地方紙は、基本的には想定される読者層の空間的・社会的領域が一定程度限定されたメディアである。そのため報道機関としても言論機関としても、より具体的な読者層その他のステークホルダーの個別具体的なイメージや利害関係が念頭に置かれたかたちでの報

道および言論という形をとりやすい（とらざるを得ない）と思料され、ローカルジャーナリズム・コミュニティジャーナリズムの担い手として一定の地位を現在も（そして今後も）占めているといえる<sup>(6)</sup>。

本稿では、地方地における「親なき後」に関連する記事を取りあげ、紙上においてこれがいかなる形で取り上げられてきたかについて概観したい。

## 2. 障害者に関する新聞報道についての先行研究

障害者に関する新聞報道を分析の対象とした先行研究は既に一定の蓄積があり、これらの研究は、①記事の件数、分量、掲載面、記述内容、社会状況・時期による対象の取り上げ方・描き方を考察した研究、②一定期間における障害概念の変容を考察する研究、③事件等の事実関係を新聞によって確認し、利用した研究に大別することができる(美浦 2021)。①に関しては、藤田による障害者に関連した新聞報道の継続的調査・分析(藤田1982、1983、1985、1989)、富永ほか(1994)による新聞社説における障害者問題の描かれ方に関する研究、辻ほか(2014)によるパラリンピック報道についての研究、美浦(2020)による障害児の母親の就労に関する新聞報道の研究が挙げられる。②としては松浦(2018)による、学校教育における発達障害概念および発達障害児への支援をめぐる概念の変化を追跡した研究がある。③としては、障害児者殺人事件の実態につき新聞報道から分析した柴崎(2006)の研究がある。本研究は①のスタンスにおいて、新聞報道の分析を試みるものである。

藤田は、新聞における障害者に関する報道については、その送り出す障害者像は大衆に影響を及ぼすが、記事というかたちで加工された結果を大衆は受け取っているのであり、この加工された障害者像が社会の障害者に対する意識の反映でもある(藤田 1989)という理解のもと、障害者関連の報道につき10年に及ぶ継続研究を行なっている。そのうえで藤田は、世情の変化にもかかわらず、障害者の報道は「白い杖」と「車椅子」に象徴される身体障害者に関連した報道が多く、精神障害者や重度の障害が重複する心身障害児が現れないこと、記事の扱いが「読者が称賛したくなる、つまり自分たちだってできないことを障害の人がやるのはすごい、と思わせるような加工の仕方が相変わらず目立つ」(藤田 1989: 55)として、記事の対象として取り上げられる障害種別に偏りがあることと、殊更に読者の感動や賞賛を喚起するような編集が一貫してみられたことを批判的に指摘する。

富永らの研究では、社説という形で描出された障害

者像が、“保護の対象”から“人間同士”へと変化していったことが示されている。これによると、1945年から59年までの新聞社説では、障害者を保護してあげなければならない存在として述べているものが多く、差別用語も見られたのが、現在に近づくにつれ差別用語が消え、不完全ながらも人間同士という意識から描き出す社説が見受けられるようになったということである。この変化について富岡らは、国際障害者年等による影響と、交通事故や労働災害、病気などによる中途障害者の増加による影響の可能性を挙げている。さらに富永らは1990年代初頭の障害者問題に関連する社説として高齢者問題が取り上げられることが増えてきたことにも触れ、「今後、障害者問題はこの高齢者問題とともに取り上げられるようになると予測されるが、障害を持つということも、明日はわが身の問題として、より身近に感じられるようになるであろう」（富永ほか 1994：19-20）と述べている。

辻らはパラリンピックに関する報道の変遷を辿り、日本におけるパラリンピック関連の報道が、1998年の長野大会を契機として競技スポーツとしての面が強くなったことを指摘した。辻らによると、1980年代までの日本のパラリンピック報道は社会面やその他の面で取り上げられており、スポーツ面での扱いが少なかったのが、1998年の長野大会をきっかけとして記事数が急増し、記事の内容も、競技結果に関する記事が増加傾向にあり、障害者に関する記事が減少したということである。このことについて辻らは、パラリンピックの競技スポーツ化と、新聞社および社会におけるパラリンピックに対する意識が、従前の「リハビリテーションの一環」から変化したことの影響によるものと予測している（辻ほか 2014：504-506）。

1994年から2020年までの新聞報道における「障害児の母親の就労」問題に注目した美浦は、この期間の新聞報道においては「障害児の母親の就労」問題は、量的にも質的にも十分かつ的確に可視化されてこなかったことを指摘した。その背景には、そもそも新聞報道で一般施策としての子育てと就労の両立支援に障害児を包摂して報じることが稀であり、障害児の母親を両立支援の対象と見なす視点が弱かったことと、新聞（の作り手）に内在する性別役割分業意識が子どもの障害によって強化された可能性を指摘した（美浦 2021：13）。

以上みてきたように、藤田、富永らの研究では障害者に関する報道それ自体が分析の対象とされており、我が国におけるある時期までの障害児者の描かれ方とその変遷を概観するのに有効である。一方、辻ら、美

浦による研究ではそれぞれ対象を限定したうえでの新聞報道の分析となっており、対象に関連したイベントや制度、そして記事の作り手のポジションが報道の基本的姿勢に及ぼす影響につき、より具体的に掘り下げてられているという特徴がある。いずれも障害児者とそれに関連した事象を社会が如何に受け止めてきたか、障害児者本人や家族、支援者が何をどのように社会に訴えてきたかを理解する手掛かりになるものである。

その一方で、「親なき後」問題に関する新聞報道の分析についての研究は管見するところいまだその数は少ない。柴崎は、1990年から2006年9月までの「障害児者殺人事件」の新聞報道の分析から、事件の多くが親子間で発生し、被害者の7割以上は成人した子、加害者の7割が50歳以上の親であって、記事に記された殺害の動機は「将来を悲観」したことによるものであり、この「悲観」については「被害者の障害そのものへの悲観と、加害者の高齢化や入院などをきっかけとした「親亡き後」への悲観」があると推察できた（柴崎 2007：144）としているが、「親なき後」問題に関する記事そのものについては分析されていない。

「障害児者殺人事件」にみられる特徴や経年変化の分析を通して、障害者施策の評価や見直し、改善に資する基礎資料を得ることを柴崎は目的として挙げていた。筆者もまたこの目的を、「親なき後」の報道の分析において共有するものであり、本稿ではその第一段階として、障害者の「親なき後問題」関連の新聞記事の基本的な構造に焦点を据える。

### 3. 研究方法

#### (1) 分析の対象とその概要

本稿で分析の対象として取り上げるのは、『河北新報』（河北新報社発行。朝刊・夕刊発行）掲載記事である。同紙は宮城県内を主要な購読域とする地方紙である。記事抽出には同紙の記事データベース「河北新報データベース」を用いた。このデータベースには1991年8月以降の同紙の記事と、『石巻かほく』（河北新報社の子会社である三陸河北新報社発行。朝刊のみ発行）の記事が収録されている。検索語は「親亡き後」、「親なき後」、「障害者」AND「親亡き後」、「障害者」AND「親なき後」とした。検索期間は記事のデータベースへの収録が始まった1991年8月から2025年12月20日までとした。

検索の結果、検索語「親亡き後」では49件の記事が確認された。これらのうち、検索語「障害者」AND「親亡き後」と重複していた結果は32件、重複していなかった結果は17件であった。検索語「親なき後」

では13件の記事が確認され、これらのうち、検索語「障害者」AND「親なき後」の検索結果と重複していた記事は9件、重複していなかった記事は4件であった。

「障害者」の検索語を含めた検索結果とは重複しなかった記事（つまり文中に「障害者」という文言が含まれていなかった記事）についても、例えば文中で“障害のある人”といった記述がなされている等、障害者の親なき後問題に関連した内容となっている記事は分析の対象に含めた。また、2010年代後半より、検索語「親なき後」「親なき後」の検索結果に「ひきこもり」に関する記事と「ヤングケアラー」に関する記事が確認されるようになった。いずれも障害者の「親なき後問題」と関連すると考えられる<sup>(7)</sup>ため、これらの記事も分析対象に含めることとした。一方、「親なき後」「親なき後」という文言が文中に含まれている記事であっても、本稿の趣旨とは合致しない内容の記事については、分析の対象から除外することとした<sup>(8)</sup>。

また、『河北新報』と『石巻かほく』のそれぞれで、同じ内容の本文が別の表題において別日に掲載されているという例が4記事2組あった。これらの例については、同一の本文に異なった表題を付与することが同一の事象について異なった角度から概略していると解釈できるため、それぞれ本文の内容が同一の別個の記事として扱うこととした。

今回分析の対象としたのは58件の記事である。58件のうち、『河北新報』掲載記事は56件（96.6%）、『石巻かほく』掲載記事は2件（3.4%）である。『河北新報』『石巻かほく』両紙の朝刊（『石巻かほく』は朝刊のみが発行されている）に掲載されていた記事は54件（93.1%）、『河北新報』夕刊に掲載されていた記事は4件（6.9%）であった。記事の文字数の最小値は215、最大値は3647、平均値は1078、中央値は1084.5であった。

## (2) 記事の分類

記事については、その構成や内容の特徴を把握するための基準として、大分類として (A) 記事の種類、(B) 主な内容、(C) 記事の視点、(D) 記事に示された課題、(E) 記事の評価軸（トーン）の5項目の 카테고리を設定した。そして各項目につき、複数のサブカテゴリーを設けた。なお、同じ大分類の複数のサブカテゴリーに分類し得る内容となっている記事の場合<sup>(9)</sup>には、複数のサブカテゴリーそれぞれに該当するものとした。

### 〔大分類A：記事の種類〕

記事は、読者からの投書、連載記事、社説、コラム、書評等様々な形でまとめられていた。そこで、当該の記事がこれらのうちいずれの類型をとるかについては、

「記事の種類」というカテゴリーにおいて分類することとした。

「記事の種類」カテゴリーでは、サブカテゴリーとして「1：ニュース記事（2000字未満）」「2：連載」「3：社説」「4：コラム」「5：読者投稿」「6：インタビュー記事」「7：ニュース記事（2000字以上）」「8：その他」の9項目を設定した。サブカテゴリー2から6に該当する記事、すなわち連載および社説、ならびにコラム・読者投稿は、その記事の性格上、比較的容易に筆者、編者等の意識・指向が確認できるし、記事の構成にも特徴がある。これら以外の記事を本稿では「ニュース記事」して一括した。そのうえで「ニュース記事」を構成する文字数が2000文字に満たないものと、2000文字以上のものとを、それぞれ別のサブカテゴリーとした。

### 〔大分類B：記事の主な内容〕

「記事の主な内容」カテゴリーにおいては、「1：本人・家族の状況」「2：経済活動・権利擁護」「3：日常生活・生活の場」「4：社会活動」「5：事件・事故」の5項目をサブカテゴリーとした。

### 〔大分類C：記事の視点〕

記事がいかなる立場から描かれているかという「記事の視点」に関しては、「1：本人および家族」「2：地域住民」「3：支援者」「4：専門家」「5：行政」「6：その他」の6項目のサブカテゴリーを設けた。

記事の視点のサブカテゴリーについては、現に当該の項目に該当するポジションの者が述べた場合と共に、当該の者に対する取材記事である場合および当該の項目に分類される者からの情報発信が確認される場合も当該の項目に含めた。例えば「3：支援者」については、実際に「支援者」の立場にある者が「支援者」として述べた記事をこの項目に分類すると共に、記事が「支援者」に対する取材から構成されている場合および文中で「支援者」からの情報発信が明確に確認される場合もこの項目に含めることとした。

### 〔大分類D：記事に示された課題〕

記事の内容に示された「課題」について、「1：制度的課題」「2：心理的・社会的課題」「3：物理的・人的課題」「4：地域的課題」「5：該当なし」の5項目を設定した。本稿で取り上げる項目の性質上、記事の構成は基本的には「親なき後」に子どもの側に発生すると想定される事柄に関するある程度具体的な課題を取り上げる形になることが予測される。しかし、記事の文面には具体的な課題が挙げられていない場合もあり得ることから、斯様な記事については「該当なし」に分類することとした。

〔大分類E：記事の評価軸（トーン）〕

記事がいかなる評価軸（トーン）において記述されているかにつき、サブカテゴリーとして「1：悲観的」「2：肯定的・建設的」「3：問題提起的」「4：啓発的」「5：否定的」「6：中立的」の6項目を設定した。当事者の過酷な状況がとくに強調された描写となっている記事は「悲観的」項目に分類した。記事で取り上げられている件について肯定的であり、また将来展望の描写など建設的な側面に焦点が据えられている記事は「肯定的・建設的」項目に該当するとした。記事が問題提起的な内容となっていた際には「問題提起的」項目に、意識や行動の変革が促されている記述がなされていた際には「啓発的」項目に分類した。制度の不備や行政側のスタンス等、何らかの対象への強い批判が述べられている記事は「否定的」項目とし、これらのいずれにも該当しない記事の場合は「中立的」項目として分類した。

4. 新聞にみる障害者の「親なき後」関連記事の特徴

(1) 記事の出現件数の推移

障害者の「親なき後」関連記事の出現件数の時系列的变化を図1に示した。

1991年から2013年までの間、障害者の「親なき後」関連記事の出現頻度は年間1件から3件のみであり、複数年にわたり当該記事が確認されなかった期間もあった。しかし2014年以降事態は一変し、ほぼ毎年

「親なき後」関連記事が確認されるようになる。なお「親なき後」関連記事において、「ひきこもり」についての記事が2018年に、「ヤングケアラー」についての記事が2021年にそれぞれ初めて現れている。「ヤングケアラー」についての記事はその後確認されていないが、「ひきこもり」についての記事は初出以降ほぼ毎年1件から3件の頻度で確認された<sup>10)</sup>。

(2) 年代毎の出現記事の文字数

続いて、障害者の「親なき後」関連記事につき、記事を構成する文字数に焦点を据え、その推移を表1に示した。

2010年代の「親なき後」関連記事の増加は、文字数500字以上1500字未満の記事が増加したことによる。文字数が1500字以上の記事の件数には大きな変化はなく、長文の記事は増えず比較的短文の記事が2010年代以降増加したという状態である。このことは2010年代以降、「親なき後」関連記事が、件数の増加のみならず記事種も多様化してきたが故と解釈し得る。というのも、1500字以上ある長文の記事は特集記事か連載記事にほぼ限定されるのに対して、1500字未満の記事は、コラム、社説、インタビュー記事、イベント告知、読者投稿、書評などその種類が多岐にわたるからである。2010年代には障害者虐待防止法と改正障害者基本法の施行（2012年）、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改称・改正および施行（2013年）、障害者権利条約の批准（2014年）等、障

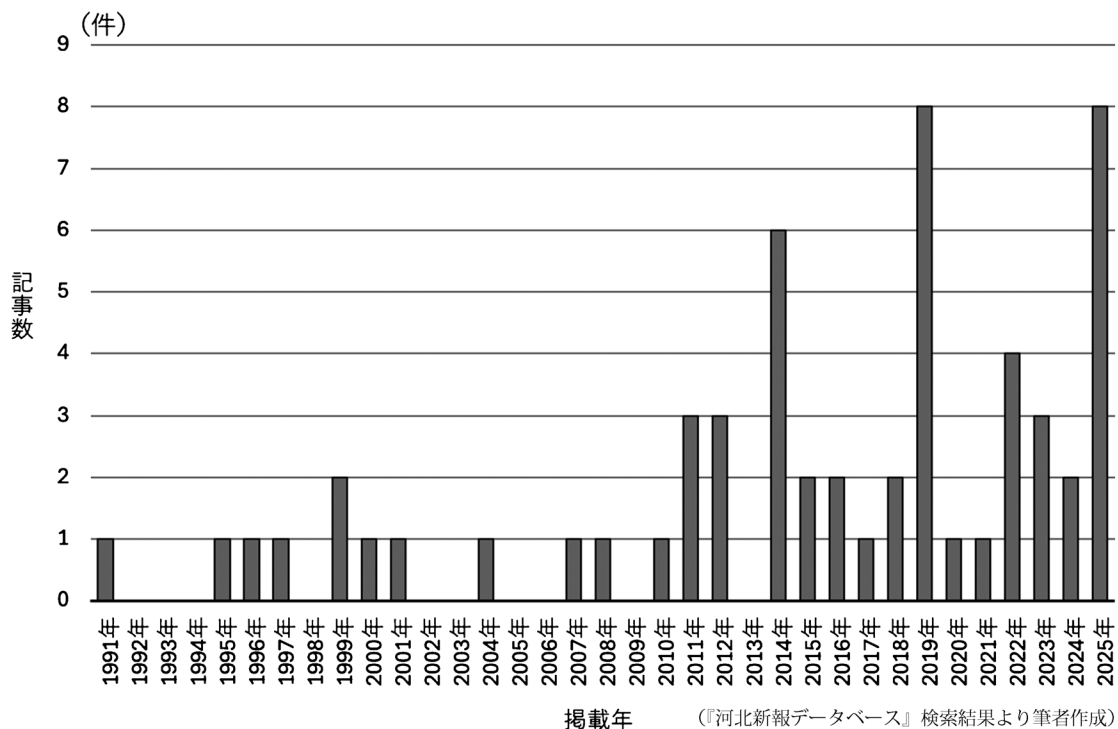


図1 障害者の「親なき後」関連記事出現件数の推移（1991-2025年）

表1 文字数別年代別記事発生件数（1991-2025年）

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
500字未満	2	3.4	0	0.0	2	3.4	6	10.3	10	17.2
500-999字	1	1.7	2	3.4	10	17.2	5	8.6	18	31.0
1000-1499字	1	1.7	2	3.4	13	22.4	6	10.3	22	37.9
1500-1999字	1	1.7	0	0.0	2	3.4	1	1.7	4	6.9
2000-2499字	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	1.7	2	3.4
2500-2999字	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3000-3499字	1	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7
3500字以上	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	1.7
計	6	10.3	5	8.6	28	48.3	19	32.8	58	100.0

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

害者福祉に関する法整備が相次いだ。この流れの中で障害者とその家族の生き方・暮らし方につき改めて社会的にも注目されるようになり、その結果障害者の「親なき後」に関しても、様々な切り口による比較的短文の記事が増加することになったと考えられる。

2000文字以上で構成された長文の記事は少数ながらも全年代で確認された。90年代出現の1件は他県で発生した事件に関する記述である。重度の知的障害をもつ子を遺して高齢の母親が突然死したという事件の紹介に併せて親なき後問題の分析とその深刻さが記述されている。2000年代出現の1件では2004年2月に当時の宮城県知事によって発表された「みやぎ知的障害者施設解体宣言」および同宣言に対する専門家の意見が紹介され、2010年代の1件は当時連載されていた遷延性意識障害の患者とその家族の姿が描かれた記事のひとつである。いずれも障害者の「親なき後問題」に直結する内容の記事である。2020年代に現れた記事1件は「80歳代の高齢の親と50歳代の中老年のひきこもりの子から成る同居世帯が生活に行き詰まる」（江藤 2024：13）という、いわゆる8050問題に関する記事で、8050問題に続く課題として「親なき後問題」が挙げられていた。

### （3）分類カテゴリー別にみた年代別記事出現件数

続いて各分類カテゴリーに該当する記事の発生件数について年代毎に表2-1から表2-5に示した。なお、「A：記事の種類」以外の大分類の下位カテゴリーについては、複数のカテゴリーが該当する記事もあるため発生件数は延数で示している。

『河北新報データベース』収録記事のうち2010年代より以前の記事については、先述の検索語によって収集できる数そのものが少ない。しかし寧ろそれが所以に、2010年代以降の記事の増加がよりビビッドな形で印象付けられる形になったとも言い得よう。

「A：記事の種類」についてみると、前節において既に述べたことながら、文字数2000字未満のニュー

ズ記事が2010年代以降増加していることが確認された。

「B：記事の主な内容」においても2010年代以降、「5：事件・事故」サブカテゴリー以外の全てのサブカテゴリーにおいて増加が見られる。これらのうち、1990年代から2000年代までの「4：社会活動」サブカテゴリーに該当する記事においては、家族会のイベント開催や、家族会への入会を働きかける会員からの訴えが記述された記事が比較的に見られた。これが2010年代以降になると、支援の引き継ぎを念頭に置いた情報共有用のノートの作成や、成年後見制度等の各種制度の勉強会などといった「親なき後問題」に対する具体的な対策を講じている記事が散見されるようになったことを指摘したい。このことは「C：記事の視点」の「1：本人および家族」「3：支援者」サブカテゴリー、「D：記事に記された課題」の各サブカテゴリー、「E：記事の評価軸（トーン）」の「2：肯定的・建設的」サブカテゴリーにおいても確認された。

## 5. むすびにかえて

記事の件数としては多いとは言えないながらも、30年を超える期間における障害者の親なき後問題に関連する新聞報道に注目し、その推移を追った結果、1990年代から2010年代初頭までとそれ以降とでは記事の件数と情報量、そして内容に変化があったことを確認できた。2010年代の初頭までは障害者の親なき後問題に関する記事の件数は年間1件から3件程度と少なく、親なき後問題に関係した記事が数年間にわたって確認されなかったこともあった。しかし2014年以降は親なき後問題に関係した記事の件数が増加し、毎年継続的に報じられるようになる。さらに一定の情報量をもつ記事も増加した。この背景には2010年代に障害者福祉関連の法整備が相次いだことの影響があると考えられる。そして障害者本人やその家族の社会活動に関する記事にも変化がみられた。1990年代から

表2-1 分類カテゴリー別年代別記事件数・大分類A：記事の種類

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1：ニュース記事（2000字未満）	3	5.2	1	1.7	10	17.2	10	13.8	22	37.9
2：連載	1	1.7	0	0.0	11	19.0	1	1.7	13	22.4
3：社説	0	0.0	0	0.0	1	1.7	2	3.4	3	5.2
4：コラム	1	1.7	2	3.4	1	1.7	2	3.4	6	10.3
5：読者投稿	0	0.0	0	0.0	3	5.2	2	3.4	5	8.6
6：インタビュー記事	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	1.7	2	3.4
7：ニュース記事（2000字以上）	1	1.7	1	1.7	0	0.0	1	5.2	5	8.6
8：その他	0	0.0	0	0.0	2	3.4	0	0.0	2	3.4
計	6	10.3	5	8.6	28	48.3	19	32.8	58	100.0

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

表2-2 分類カテゴリー別年代別記事件数・大分類B：主な内容（※延数）

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)
1：本人・家族の状況	1	1.7	3	5.2	16	27.6	14	24.1	34	58.6
2：経済活動・権利擁護	2	3.4	1	1.7	15	25.9	2	3.4	20	34.5
3：日常生活・生活の場	0	0.0	3	5.2	11	19.0	8	13.8	22	37.9
4：社会活動	4	6.9	4	6.9	13	22.4	13	22.4	34	58.6
5：事件・事故	1	1.7	2	3.4		0.0	1	1.7	4	6.9

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

表2-3 分類カテゴリー別年代別記事件数・大分類C：記事の視点（※延数）

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)
1：本人および家族	4	6.9	3	5.2	13	22.4	12	20.7	32	55.2
2：地域住民	1	1.7	2	3.4	9	15.5	1	1.7	13	22.4
3：支援者	5	8.6	4	6.9	14	24.1	13	22.4	36	62.1
4：専門家	1	1.7	1	1.7	9	15.5	6	10.3	17	29.3
5：行政	1	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	4	6.9
6：その他	0	0.0	0	0.0	1	1.7	1	1.7	2	3.4

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

表2-4 分類カテゴリー別年代別記事件数・大分類D：記事に示された課題（※延数）

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)
1：制度的課題	3	5.2	2	3.4	20	34.5	12	20.7	37	63.8
2：心理的・社会的課題	5	8.6	4	6.9	18	31.0	14	24.1	41	70.7
3：物理的・人的課題	3	5.2	2	3.4	10	17.2	9	15.5	24	41.4
4：地域的課題	3	5.2	3	5.2	13	22.4	6	10.3	25	43.1
5：該当なし	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	1.7

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

表2-5 分類カテゴリー別年代別記事件数・大分類E：記事の評価軸（トーン）（※延数）

	1991-1999年		2000-2009年		2010-2019年		2020-2025年		計	
	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)	件数	対総数比 (%)
1：悲観的	1	1.7	0	0.0	3	5.2	1	1.7	5	8.6
2：肯定的・建設的	2	3.4	2	3.4	13	22.4	6	10.3	23	39.7
3：問題提起的	3	5.2	4	6.9	18	31.0	12	20.7	37	63.8
4：啓発的	4	6.9	2	3.4	9	15.5	10	17.2	25	43.1
5：否定的	0	0.0	0	0.0	3	5.2	1	1.7	4	6.9
6：中立的	0	0.0	1	1.7	3	5.2	1	1.7	5	8.6

（『河北新報データベース』検索結果より筆者作成）

2000年代にかけては家族会のイベント開催や、家族会への参加呼びかけ等が報じられていたのが、2010年代以降については障害者の情報共有ノートの作成や各種制度の勉強会といった、親なき後問題に対する具体的な対策を講じる活動を報じる記事の増加も窺われた。

しかし本稿では、記載内容とその変遷の詳細な分析を行うことはできなかった。また、今後親亡き後問題に関連した新聞記事が更に蓄積されるに及んで、分析カテゴリーの精査および見直しも必要になると考えられ、これらの課題については稿を改めて論じることとしたい。

### 註

- (1) 西村 (2024) では「親亡きあと問題」と表記されている。
- (2) 伊藤ら (2021) も、「親亡き後」については親の死別後に起こる問題や課題を想定するもの、「親なき後」については親の死別等に限らず、加齢等によって親のサポート力が弱まったときに生じる問題や課題としている。
- (3) 「障害者施設、7割が地域移行なし 利用者の高齢化など課題 (厚労省)」  
(<https://fukushishimbun.com/series06/39016>) より。
- (4) 「新聞の発行部数と世帯数の推移」  
(<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>) より。
- (5) 竹川は我が国の一般紙について斯様に述べているが、専門紙についても同様であろう。専門紙として読者層および扱う領域が限定されてはいても、「新聞」として報道と言論の両輪を擁する機関として機能している。
- (6) なお、地方新聞社の SNS 事業展開に関しては、SNS 事業の担当者の多くが「ジャーナリズム」よりも「コミュニティの活性化」を目指しており、地方新聞社においては双方向コミュニケーションに基づいた「コミュニケーションティヴなジャーナリズム」が志向されている蓋然性が指摘されている (畑仲・林 2012)。となると、現在そして今後の地域社会の情報ニーズを明確に反映した形での報道の姿勢や記事の作成・編集となる蓋然性が高い。
- (7) 親の加齢や死亡に伴い、子どもが経済的に困窮する等生活上の大きな課題を抱えるようになるという問題の構造は、ひきこもり者の場合と障害者の場合とで共通していると考えられるからである。なお、検索結果には障害をもつきょうだいの介護をするヤングケアラーに関する記事が含まれていた。
- (8) 今回の検索結果 62 件のうち、分析の対象からは除外した記事は 4 件 (短歌等 2 件、読者からの相談記事 1 件、地域トピックスに関するニュース記事 1 件) である。「短

歌等」としては、「親亡き後」の文言が詠まれた短歌が一首、読者からの投句に対する句評の文中に「親亡き後」の文言が含まれていたものとの 2 件があった。いずれも (相応に高齢と考えられる) 親と死別した子の立場からの作品および作品に対する評であった。読者からの相談記事 1 件は、相続問題対策について親の立場からの相談に対する回答という形式をとった記事の文中に「親亡き後」の文言が含まれていた。地域トピックスのニュース記事 1 件は、就労支援施設の周年祝賀会についての記事で、施設長の挨拶の言葉として「親亡き後」の文言が含まれていた。しかしいずれも「親なき後」の課題・問題そのものには触れられておらず、本稿の趣旨には合致しない内容であると判断されるため、分析の対象からは除外した。

- (9) たとえば同一の記事において、障害者とその家族の語り、支援者の意見、専門家の主張、地方公共団体の関連部署の担当者のコメントそれぞれが取り上げられていた場合、当該の記事は「大分類 C」において、サブカテゴリー 1 から 5 までそれぞれに該当するとした。
- (10) 「親なき後」問題が「ひきこもり」に関連して記述されていた記事は、2018 年 (初出時) 1 件、2019 年 2 件、2022 年から 2024 年まで各 1 件、2025 年 3 件の合計 9 件確認された。

### 文献 (アルファベット順)

- (1) 江藤孝史 (2024) 「ひきこもり (8050 問題) 支援に関する一考察」『洛和会病院医学雑誌』(洛和会ヘルスケアシステム) 35 : 11-16。
- (2) 藤田雅子 (1982) 「新聞にみる障害者に対する社会の意識」『人間科学研究』(文教大学) 4 : 49-60。
- (3) 藤田雅子 (1983) 「1982 年 新聞にみる障害者に対する社会の意識」『人間科学研究』(文教大学) 5 : 63-76。
- (4) 藤田雅子 (1985) 「1984~1985 年 新聞にみる障害者に対する社会の意識」『人間科学研究』(文教大学) 7 : 23-35。
- (5) 藤田雅子 (1989) 「新聞に見る障害者に対する社会の意識」『人間科学研究』(文教大学人間科学部) 11 : 39-55。
- (6) 福祉新聞編集部「障害者施設、7割が地域移行なし 利用者の高齢化など課題 (厚労省)」『福祉新聞』(福祉新聞編集部) (<https://fukushishimbun.com/series06/39016>) [2025 年 12 月 25 日 19 : 37 最終アクセス]
- (7) 畑仲哲夫・林香里 (2012) 「「地域ジャーナリズム」という事業 : SNS に取り組んだ地方紙 7 社への調査から」『国立民族学博物館調査報告』(国立民俗学博物館) 106 : 147-177。
- (8) 一般社団法人日本新聞協会「新聞の発行部数と世帯数の

推移』『一般社団法人日本新聞協会』

(<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>) [2025年12月29日21:41最終アクセス]

- (9) 伊藤美和・水内豊和・柘植雅義 (2021) 「知的障害者の「親なき後」に関する研究動向と課題」『とやま発達福祉学年報』(富山大学人間発達科学部発達教育学科発達福祉コース) 12: 27-43。
- (10) 松本幸一 (2015) 「障害者の所得問題—「親なき後問題」と「信託監督人」について—」『社会文化研究所紀要』(九州国際大学社会文化研究所) 75: 77-94。
- (11) 松浦加奈子 (2018) 「新聞報道における「発達障害」の概念分析: 教師・保護者発達障害児の振る舞いに関する概念の使用の変化に着目して」『<教育と社会>研究』(一橋大学<教育と社会>研究会) 28: 13-25。
- (12) 美浦幸子 (2020) 「新聞報道における「障害児の母親の就労」」『昭和女子大学現代ビジネス研究所紀要』(昭和女子大学現代ビジネス研究所) 2020年度紀要: 1-18。
- (13) 西村愛 (2024) 「戦後の障害福祉施策と知的障害者の親亡きあと問題の関連の検討」『福祉社会開発研究』(東洋大学福祉社会開発研究センター) 16: 19-29。
- (14) 櫻井康宏・渡辺登美子・栗原知子 (2010) 「障害者自立支援法に伴う知的障害者入所施設の移行実態と問題点: 全国実態報告調査」『福井の科学者』(日本科学者会議福井支部) 112: 1-15。
- (15) 柴崎祐美 (2006) 「新聞報道にみる「障害児者殺人事件」の実態」『社会福祉』(日本女子大学社会福祉学科日本女子大学社会福祉学会) 47: 129-145。
- (16) 竹川俊一 (2012) 「社説と報道によるフレーミング分析—2001年歴史教科書問題に関する朝日と読売を事例に」『マス・コミュニケーション研究』(日本マス・コミュニケーション学会) 80: 211-229。
- (17) 富永光昭・塚崎典子・服部美江 (1994) 「新聞社説にみる戦後日本の障害者問題—朝日新聞社説の分析を中心として—」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』(大阪教育大学養護教育教室) 16: 11-32。
- (18) 辻はるか・上地勝 (2014) 「日本におけるパラリンピックに関する報道の内容分析」『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』(茨城大学教育学部・教育学研究科) 63: 499-508。

